**評議員及び役員の報酬の支給基準について**

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

**１　評議員の報酬**

　　定款第８条の規定に基づき、各年度の総額が２５０，０００円を超えない範囲で、評議員の報酬を次のとおり支給する。

　　・報酬日額　　　５，３４０円

　　・源泉徴収税額　　　３４０円

　　・税引後支給額　５，０００円

**２　役員(理事、監事)の報酬**

　　定款第２１条の規定に基づき、理事及び監事の報酬を次のとおり支給する。

　　・報酬日額　　　５，３４０円

　　・源泉徴収税額　　　３４０円

　　・税引後支給額　５，０００円

　　定款第２１条の規定に基づき、評議員会において定めることとされている理事及び監事の報酬等の総額は、次のとおりとする。

　　・各年度の総額　２５０，０００円

　　　※５，３４０円×７人×６回　　２２４，２８０円

**３　施行日**

　　この基準は、平成２９年４月１日から施行する。